

## 「盗難通帳による払出しおよび口座不正利用への対応」の調査結果

「盗難通帳による払出し」や「振り込め詐欺等による口座不正利用」の犯罪が社会問題化し、金融機関における預金口座管理のあり方が注目されていることから、本会では信用金庫業界の「盗難通帳による払出し件数・金額」および「口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約の状況」を調査し、その結果を下記のとおりまとめましたのでお知らせいたします。

調査対象：272金庫
調査基準時期：平成22年6月末時点

### 1. 盗難通帳等による払出し件数・金額等

申出時期	件数	金額
平成12年度	133件	26,429万円
平成13年度	127件	24,220万円
平成14年度	169件	30,445万円
平成15年度	181件	24,549万円
平成16年度	130件	15,155万円
平成17年度	102件	9,520万円
平成18年度	63件	4,014万円
平成19年度	40件	5,456万円
平成20年度	24件	3,236万円
平成20年 4月～6月	8件	785万円
7月～9月	5件	1,419万円
10月～12月	7件	444万円
平成21年 1月～3月	4件	588万円
平成21年度	34件	1,761万円
平成21年 4月～6月	9件	564万円
7月～9月	8件	429万円
10月～12月	4件	155万円
平成22年 1月～3月	13件	613万円
平成22年度	4件	191万円
平成22年 4月～6月	4件	191万円

(注1) 「盗難通帳等による払出し」とは、お客さまより「盗難通帳により払い出された」との申出があり、実際に預金が払い出されているもの。

(注2) 「申出時期」とはお客さまより「盗難通帳により払出された」と申出があった時期。

(注3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。

## 2. 口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約の状況

時 期	利用停止	強制解約等	合 計
平成15年度	1,362件	623件(440件)	1,545件
平成16年度	3,705件	1,707件(1,313件)	4,099件
平成17年度	2,345件	1,166件(1,005件)	2,506件
平成18年度	2,731件	1,527件(1,381件)	2,877件
平成19年度	3,782件	1,568件(1,339件)	4,011件
平成20年度	3,982件	2,517件(2,306件)	4,193件
平成20年 4月～ 6月	1,393件	477件(404件)	1,466件
7月～ 9月	1,197件	672件(594件)	1,275件
10月～12月	875件	815件(771件)	919件
平成21年 1月～ 3月	517件	553件(537件)	533件
平成21年度	1,945件	1,495件(1,406件)	2,034件
平成21年 4月～ 6月	601件	449件(424件)	626件
7月～ 9月	450件	328件(303件)	475件
10月～12月	519件	453件(432件)	540件
平成22年 1月～ 3月	375件	265件(247件)	393件
平成22年度	418件	367件(332件)	453件
平成22年 4月～ 6月	418件	367件(332件)	453件

(注1) 「口座不正利用」とは「ヤミ金融業者の返済金振込口座(出資法違反等)」、「サイト利用代金等の債権を譲り受けたと偽って架空の代金請求をする際の代金振込口座(詐欺)」、「いわゆる「オレオレ詐欺」における振込口座(詐欺)」等、法令や公序良俗に違反する行為に金融機関の預金口座が利用されること。

(注2) 「件数」は、原則として口座単位。

(注3) 「強制解約等」欄のカッコ内は、強制解約をした件数のうち、当該期間を含め、既に口座利用停止措置を講じていた口座についてその後、強制解約に至った件数。

(注4) 合計数は「利用停止」および「強制解約等(除く既口座利用停止)」の合計。

すなわち、「平成22年4月～6月」の合計数は、**418**件(利用停止件数) + **367**件(強制解約等件数) - **332**件(既口座利用停止件数) = **453**件

以 上

## 「偽造キャッシュカードによる預金払出し等」に関する調査結果

偽造キャッシュカードによる預金の払出し等（キャッシュカードの磁気記録情報を読み取った第三者が偽造カードを複製・使用するもの）の被害が社会問題化していることから、本会では、信用金庫業界における実態を調査し、その結果を下記のとおりまとめましたので、お知らせいたします。

調査対象：272金庫  
 調査基準時期：平成22年6月末時点

期 間	件 数	金 額
平成13年度	0 件	0 千円
平成14年度	1 件	1,609 千円
平成15年度	19 件	11,150 千円
平成16年度	23 件	55,088 千円
平成17年度	87 件	72,762 千円
平成18年度	27 件	15,808 千円
平成19年度	21 件	12,334 千円
平成20年度	35 件	48,735 千円
平成20年 4月～ 6月	29 件	26,229 千円
平成20年 7月～ 9月	3 件	16,790 千円
平成20年 10月～12月	1 件	887 千円
平成21年 1月～ 3月	2 件	4,829 千円
平成21年度	15 件	25,435 千円
平成21年 4月～ 6月	0 件	0 千円
平成21年 7月～ 9月	13 件	22,012 千円
平成21年 10月～12月	0 件	0 千円
平成22年 1月～ 3月	2 件	3,423 千円
平成22年度	0 件	0 千円
平成22年 4月～ 6月	0 件	0 千円

(注1) アンケート結果は、自金庫のお客さま（預金者）から申出があり、ジャーナルを確認した結果、偽造キャッシュカードによる預金引出しである可能性が高い、もしくは偽造カードによるローンの借入れである可能性が高いと判断できたケースをカウント。

(注2) 「期間」とは、偽造キャッシュカードによる預金等引出しが発生した時期。

(注3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。

(注4) 以下の理由があった場合には、判明した以降の調査時点で修正。

①追加の被害が判明、または偽造キャッシュカードによる被害ではないと判明した場合

②被害が別途計上されていたものを預金名義人単位で名寄せした場合 等

以 上

## インターネット・バンキングおよび盗難キャッシュカードによる 預金の不正引出し等に関する調査結果

インターネット・バンキングおよび盗難キャッシュカードによる預金の不正引出し等の被害が社会問題化していることから、本会では、信用金庫業界における実態を調査し、その結果を下記のとおりまとめましたので、お知らせいたします。

調査対象：272金庫
調査基準時期：平成22年6月末時点

### 1. インターネット・バンキングによる預金引出しについて

期 間	件 数	金 額
平成18年10月～平成19年3月	3 件	4,755 千円
平成19年4月～平成20年3月	3 件	5,363 千円
平成20年4月～平成20年6月	1 件	1,081 千円
平成20年7月～平成20年9月	2 件	990 千円
平成20年10月～平成20年12月	4 件	2,500 千円
平成21年1月～平成21年3月	0 件	0 千円
平成21年4月～平成21年6月	1 件	460 千円
平成21年7月～平成21年9月	0 件	0 千円
平成21年10月～平成21年12月	0 件	0 千円
平成22年1月～平成22年3月	1 件	1,199 千円
平成22年4月～平成22年6月	0 件	0 千円

(注1) 対象となる「インターネットバンキングによる預金引出し」とは、自金庫の預金者等からの申し出があり、その時点で当該口座を確認したところ、本人の意思によらずに、当該口座の預金が不正に移動されている等、本人以外による預金の不正な払戻しが発生しており、不正な資金移動後、実際に不正利用者により預金が払い出されたケースをカウント。

(注2) 「期間」とは、当該事案について、不正な資金移動が発生した時期。

(注3) 「件数」は、原則として預金者名義人単位とする。

### 2. 盗難キャッシュカードによる預金引出し等について

期 間	件 数	金 額
平成18年10月～平成19年3月	211 件	108,980 千円
平成19年4月～平成20年3月	340 件	167,395 千円
平成20年4月～平成20年6月	63 件	20,106 千円
平成20年7月～平成20年9月	94 件	45,580 千円
平成20年10月～平成20年12月	82 件	43,000 千円
平成21年1月～平成21年3月	81 件	44,867 千円
平成21年4月～平成21年6月	76 件	51,826 千円
平成21年7月～平成21年9月	90 件	34,234 千円
平成21年10月～平成21年12月	95 件	55,140 千円
平成22年1月～平成22年3月	80 件	42,318 千円
平成22年4月～平成22年6月	97 件	68,455 千円

(注1) 対象となる「盗難キャッシュカードによる預金引出し等」とは、自金庫の預金者等からの申し出があり、ジャーナル等を確認した結果、盗難キャッシュカードによる預金引出しである可能性が高い、もしくは盗難カードによるローンの借入れである可能性が高いと判断できたケースをいう。

なお、紛失キャッシュカードによる預金引出し等は除くので留意する。

(注2) 「期間」とは、盗難キャッシュカードにより預金引出し等が発生した時期をいう。

(注3) 「件数」は、原則として預金者名義人単位とする。

以 上